

自由同和

大阪版



運動スローガン

- 自由な論議の場を！
- 行政の主体性の確立
- エセ同和行為の排除

No.414

2021(令和3年)8月25日発行

■発行所 自由同和会大阪府本部事務局
堺市堺区宿屋町西1丁1番22号 三徳ビル3F
電話(072)224-1111
■発行人 畑中幸司
定価一部500円 年間6000円(送料込み)

ホームページ▶<http://jiyudowa-osaka.org/>

大阪府子どもを虐待から守る条例第9条に基づく年次報告書(令和元年度) 令和3年 2月 大阪府

1. 条例制定の経緯・条例の特徴

条例制定の経緯

大阪府子ども家庭センターに寄せられる児童虐待相談の対応件数及び市町村の児童虐待相談対応件数は、年々増加傾向にあります。

また、平成 22 年は、大阪府内において児童虐待により子どもが亡くなるなど重大な事案が相次いで発生しました。こうした状況を受け、平成 22年9月大阪府議会において、「大阪府子どもを虐待から守る条例」が議員提案により可決、平成 23 年 2 月に施行されました。

この条例は、市町村や府民、保護者等とともに、子どもを虐待から守ることに関する施策を推進し、子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とし、府民全体で虐待から子どもを守るための取り組みのあり方などを定めています。

本報告書は、条例第9条の規定に基づき、府や市町村の施策の実施状況などについて、毎年度公表することを目的に作成するものです。

に加え、「経済的虐待(保護者がその管理に属しない子どもの財産を不当に処分すること)」についても、虐待の一態様として明確化しました。(なお、子ども家庭センターでは、条例制定以前からこれらの子どもについても要保護児童として必要な援助を行っています。)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

①、② 略

③ 虐待 法第2条に規定する児童虐待及び経済的虐待(保護者がその管理に属しない子どもの財産を不当に処分することをいう。以下同じ。)をいう。

(2) 48 時間以内の安全確認【第 13 条第1項関係】

虐待通告があった場合、(必要があると認めるときは) 48 時間以内に直接目視を基本として子どもの安全を確認しなければならないことを条例で位置づけました。(なお、子ども家庭センターでは、条例制定以前から 48 時間以内の安全確認を原則としています。)

(通告等に係る対応)

第13条 子ども家庭センター所長は、虐待(経済的虐待を除く。以下この項において同じ。)を受けた子ども(虐待を受けたおそれのある子どもを含む。以下この章において同じ。)を発見した者からの通告があった場合には、直ちに当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、通告を受けてから少なくとも 48 時間以内に当該子どもを直接目視することを基本として、面会、面談等の方法により、当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けた子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。

(3) 住宅を管理する者への協力依頼【第 13 条第3項関係】

居宅における子どもの安全確認のためには、共同住宅等の管理者の協力が必要不可欠であることから、住宅を管理する者に対して安全確認の協力を求めることを明記しました。(なお、子ども家庭センターでは、条例制定以前から必要に応じて住宅管理者等への協力を依頼しています。)

3 府は必要に応じ、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理する者その他児童の安全確認のために必要な者に対し、協力を求めるものとする。

(4) 報告書の作成【第9条関係】

毎年、府及び市町村の虐待防止施策の実施状況等について報告書を作成し、公表することとしました。

(年次報告)

第9条 知事は、毎年、虐待防止施策及び市町村の施策の実施状況について、報告書を作成し、公表しなければならない。

2 知事は、前項の報告書を作成するに当たっては、市町村及び関係機関等に対して必要な報告を求めるものとする。

条例前文

未来を担う子どもが心豊かに育つためにも、家庭や学校、地域が連携し一体となって、子どもを虐待から守る環境づくりに努めなければならない。すべての子どもの健やかな発育を保障することは、社会全体の責任である。

しかしながら、貧困が広がり、地域のつながりが希薄になるもとで、子どもへの虐待は後を絶たず、子どもの身体と心に大きな傷を残し、死に至らしめる事件も少なからず発生している。

子どもへの虐待は、理由の如何に関わらず許されないことであり、子どもに対する著しい人権侵害であることを自覚しなければならない。

私たちは、未来を担う子どもを虐待から守り、心豊かに育つ環境づくりのために地域の力を結集することをめざし、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、府の責務を明らかにするとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、市町村や府民、保護者等とともに、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第3条 虐待は、子どもに対する著しい人権の侵害であり、何人も、虐待を決して許してはならない。

2 子どもを虐待から守るに当たっては、子どもの利益を最大限に配慮しなければならない。

3 府民全体として、子どもの尊厳を守り、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて取り組まなければならない。

条例の特徴

(1) 経済的虐待の明確化【第 2 条第3号関係】

児童虐待防止法に定める「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」

保護・支援の取り組み

- 虐待の再発防止に向けた保護者支援プログラムを実施し家族再統合を推進します
- 市町村要保護児童対策地域協議会の効果的な運営を支援します

・一時保護機能の強化【令和元年度 決算額80,801千円】

一時保護所において、一時保護児童に適切な支援、教育を実施するための学習支援協力員を配置しています。また、平成25年8月に2カ所目の一時保護所を開設しました。

平成27年度からは、委託一時保護先の施設に学習支援員を派遣する学習支援事業を実施しています。

・児童虐待等危機介入援助チームの活用【平成12年度～】【令和元年度 決算額15,134千円】

深刻な虐待等、子どもの権利侵害の訴えに適切に対応するため、法律や小児・精神医療等の専門家からなる児童虐待危機介入援助チームを設置し、子ども家庭センターと連携して子どもへの援助を行っています。(令和元年度実績: 委員116名のべ1,509回)

・未成年後見人支援事業【平成24年度～】【令和元年度 決算額4,519千円】

児童相談所長が家庭裁判所に申し立てして選任された未成年後見人に対し、家庭裁判所が決定した報酬の一部を補助するとともに、未成年後見人及び被後見人の損害賠償保険に加入しています。(令和元年度実績: 26件)

・市町村要保護児童対策地域協議会への支援【令和元年度 決算額41,204千円】

児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会(平成22年4月に府内全41市町村に設置)におけ

る要保護児童対策調整機関の職員や関係機関等への専門性強化、また、関係機関等の連携強化に取り組んでいます。

また、市町村要保護児童対策地域協議会の中で医療・保健・福祉機関が妊娠期から切れ目のない支援を進めて行くための指針として、平成28年1月に、「妊娠期からの子育て支援のためのガイドライン」を策定しました。

・家族再統合支援事業【平成19年度～】【令和元年度 決算額5,250千円】

子ども家庭センターとNPO法人等の専門機関が協働して、「子どもを虐待してしまった、あるいは虐待するおそれのある保護者」及び「虐待を受けた子ども」への支援プログラムの導入を通じて効果的な支援手法を確立することにより、再発防止や家族再統合に向けた支援を行っています。

・被虐待児こころのケア機能強化事業【平成25年度～】【令和元年度 決算額4,094千円】

被虐待児に対し、子ども家庭センターの専任の医師と心理司が、子どもの心の回復の支援を実施しています。

・被措置児童等の人権擁護のための取り組み【平成7年度～】【令和元年度 決算額772千円】

大阪府社会福祉協議会(児童施設部会)と子ども家庭センターとの共催で、施設ならびに子ども家庭センターの職員向けに被措置児童等の人権擁護に関する研修を実施しています。(令和元年度実績: 研修参加人数 延べ179人)

・障がい児者虐待防止支援事業(研修)【平成23年度～】【令和元年度 決算額2,836千円】

府内の障がい福祉サービス事業所・障がい児通所支援事業所に対して、施設管理者・従事者を対象とした実践的研修を実施しています。(令和元年度実績: 全研修参加人数1,243人)

また、市町村職員向けに障がい者虐待対応に関する研修を実施しています。(令和元年度実績: 研修参加人数203人)

（資料１）児童虐待相談の状況

（１）児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（単位：件）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
全国児童相談所	103,260	122,575	133,778	159,850	193,780
大阪府子ども家庭センター	10,427	10,118	11,306	12,208	15,753
大阪市こども相談センター	4,664	6,020	※5,485	6,316	6,523
堺市子ども相談所	1,490	1,605	1,621	2,170	2,367

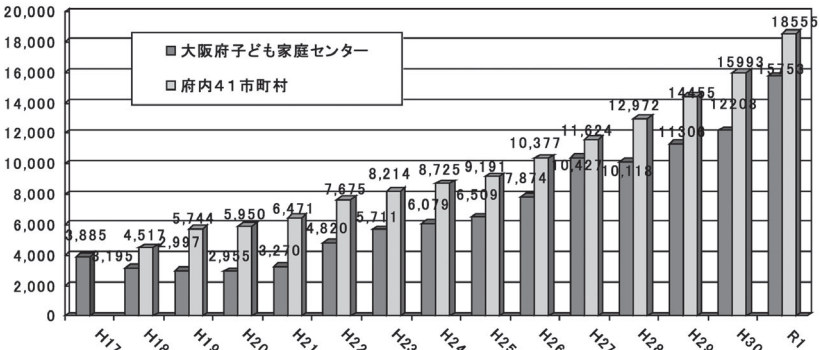
※大阪府子ども相談センターにおける平成 29 年度の件数の減少は、厚生労働省に件数計上の基準について改めて確認し、その基準の解釈に合わせたため。

（２）府内市区町村における児童虐待相談対応件数の推移（単位：件）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
府内 41 市町村	11,624	12,972	14,455	15,993	18,555
大阪市 24 区	4,801	5,342	5,170	※3,415	3,154
堺市 7 区	1,262	1,283	1,306	1,555	1,411

※大阪市 24 区における平成 30 年度の件数の減少は、福祉行政報告例の統計の取り方の整理を図ったため。

大阪府子ども家庭センターと府内41市町村における児童虐待相談対応件数の推移



（３）大阪府子ども家庭センターにおける令和元年度の状況

① 児童虐待相談の経路（単位：件、％）

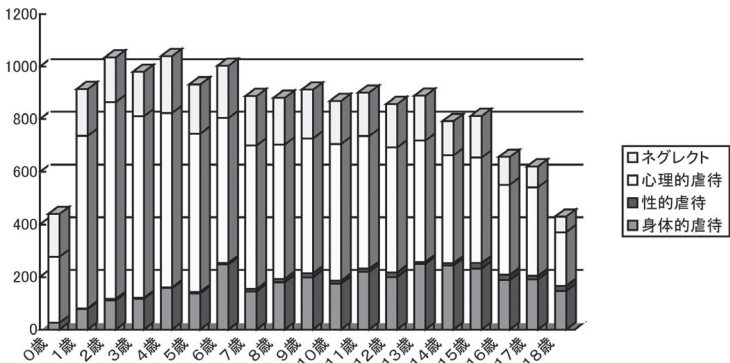
	家族		親戚	近隣・知人	児童本人	児童相談所	福祉事務所	児童委員	保健所・保健センター	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	児童福祉施設等	その他	計
	虐待者	虐待者以外														
相談件数	793	758	233	2,401	173	940	1,106	13	87	275	460	6,878	1,158	14	464	15,753
構成比	5.03	4.8	1.5	15.2	1.1	6.0	7.0	0.08	0.6	1.7	2.9	43.7	7.4	0.09	2.9	100

② 児童虐待相談の主な虐待者（単位：件、％）

	実父	実母	実父以外の父親	実母以外の母親	その他	計
相談件数	5,632	8,333	736	79	973	15,753
構成比	35.7	52.9	4.7	0.5	6.2	100

③ 児童虐待相談の年齢・相談種別件数（単位：件、％）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計	構成比
0歳	26	0	251	163	440	2.8
1歳	78	3	656	177	914	5.8
2歳	111	6	748	170	1,035	6.6
3歳	117	4	690	169	980	6.2
4歳	158	3	662	217	1,040	6.6
5歳	138	6	601	187	932	5.9
6歳	148	6	550	199	903	5.7
7歳	145	10	546	187	888	5.6
8歳	180	13	511	177	881	5.6
9歳	199	15	513	185	912	5.8
10歳	175	11	520	163	869	5.5
11歳	220	12	504	165	901	5.7
12歳	200	18	475	164	857	5.5
13歳	250	8	461	170	889	5.6
14歳	244	9	410	129	792	5.0
15歳	232	22	401	157	812	5.2
16歳	189	20	342	106	657	4.2
17歳	191	14	337	79	621	4.0
18歳	147	20	204	59	430	2.7
計	3,148	200	9,382	3,023	15,753	100
構成比	20.0	1.3	59.5	19.2	100	



④ 相談事由別一時保護の実施状況（虐待以外の相談によるものも含む）

（単位：人、日）

	虐待	その他 養護	障がい	非行	育成	保健・ その他	計
保護人数	1,780	436	3	166	129	5	2,519
延日数	58,427	9,418	156	3,957	3,038	94	75,090

⑤ 虐待相談対応における一時保護件数（委託一時保護を含む）の推移

年度	一時保護所	委託一時保護	一時保護計	内職権保護
H27年度	598	627	1,225	881
H28年度	632	631	1,263	922
H29年度	693	657	1,350	1,178
H30年度	703	844	1,547	1,395
R1年度	837	956	1,793	1,706

⑥ 立入調査・警察官の同行

年度	立入調査	警察官同行
H27年度	14	26
H28年度	11	29
H29年度	18	23
H30年度	15	25
R1年度	30	43

⑦ 法的対応

年度	28条請求		一時保護の 2カ月超えの申立		親権喪失 請求	親権停止 請求	後見人選任 請求	後見人解任 請求
	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数				
H27年度	25	20	-	-	1	3	4	0
H28年度	42	21	-	-	1	5	5	0
H29年度	22	19	-	-	0	5	6	0
H30年度	26	27	63	59	1	9	10	0
R1年度	58	41	59	53	2	11	5	0

※一時保護の2カ月超えの申立：児童福祉法第33条第5項の規定に基づく、親権者の同意なく2カ月を超えて一時保護を行おうとする場合の申立。平成 29 年の児童福祉法改正に伴い平成 30 年 4 月より施行。

※平成 30 年度までは福祉行政報告例・報告件数と一致、令和元年度からは福祉行政報告例の当該項目がないため、児童 1 人につき 1 件と計上。

⑧ 児童虐待相談後の状況（単位：件、％）

		児童福祉施設入所、 里親委託	面接指導	その他	計
H26年度	件数	291	7,439	144	7,874
	構成比	3.7	94.5	1.8	100
H27年度	件数	322	9,952	153	10,427
	構成比	3.1	95.4	1.5	100
H28年度	件数	312	9,626	180	10,118
	構成比	3.1	95.1	1.8	100
H29年度	件数	277	10,830	199	11,306
	構成比	2.4	95.8	1.8	100
H30年度	件数	287	10,832	1,089	12,208
	構成比	2.4	88.7	8.9	100
R1年度	件数	342	13,760	1,651	15,753
	構成比	2.2	87.3	10.5	100

※「その他」について、平成 28 年児童福祉法改正（平成 29 年 4 月 1 日施行）により開始した市町村への事案送致（平成 30 年度より集計）により、件数が増加。

（資料２）大阪府子どもを虐待から守る条例関係データ（令和元年度）

① 経済的虐待相談の件数（条例第2条第3号関係）

（単位：件）

	子ども家庭センター	市町村
中学生未満	0	0
中学生	0	1
高校生・その他	5	4
計	5	5

② 48 時間以内の安全確認実施件数（条例第 13 条第 1 項関係）

（単位：件）

	子ども家庭センター	市町村
安全確認件数	15,260	7,745
48 時間以内の安全確認件数	14,774	6,717
	直接確認件数	3,510
	間接確認件数	11,264
		4,973

③ 住宅管理者等への協力依頼件数（条例第 13 条第 3 項関係）

（単位：件）

	子ども家庭センター	市町村
依頼件数	0	1
協力が得られた件数	0	1